

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大育福祉会（以下「法人」という。）の定款第21条に基づき役員の報酬について規程するものである。

(範囲)

第2条 この規定では、次の事項について定める。

(1) 役員報酬

(2) 役員旅費

第3条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるものの他、法人の経理規程によるものとする。

第4条 役員報酬は、役員が理事長の召集に応じ理事会に出席したときは、その出席1日につき、5,000円を支給する。

2 監事が会計監査のため出席した時は、その出席1日につき、5,000円を支給する。

(旅費)

第5条 旅費は、法人の職員の「旅費規程」に準じて支給する。

附則

この規定は、平成26年12月12日から施行する。

この規定は、平成27年9月9日から施行する。

この規定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、令和元年7月1日から施行する。

評議員の報酬等に関する規定

(趣旨)

第1条 この規定は、社会福祉法人大育福社会（以下「本会」という。）の定款第8条（評議員の報酬）の規定に基づき、評議員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(報酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員に出席したときは、報酬として 3,000 円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第3条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第4条 本会は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃の手続き)

第5条 この規定の改定については、評議委員会の決議をもって行うこととする。

附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。